

## 議第40号

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例  
京都市京北運動公園条例の一部を次のように改正する。  
別表第1 野球場兼運動場の項中「500」を「520」に、「700」を「730」に  
改め、同表テニスコートの項中「500」を「520」に改める。

別表第2 売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項  
中「1,000」を「1,040」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,200」を  
「2,300」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、  
公布の日から施行する。

## (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市京北運動公園条例（以下「改正後の条  
例」という。）の規定による京都市京北運動公園の利用に係る料金の承認  
の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該  
料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても  
行うことができる。

## (適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金につ  
いて適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。